様式第4号（第6条関係）

令和7年度岩沼市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書

不足額給付金とは、令和6年に支給した当初調整給付金[注]の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：当初調整給付金とは、令和６年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和６年分の推計所得税額又は令和６年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として１万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 （令和7年度個人住民税の課税市区町村）
岩沼市長　殿

受付印

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入し、返送してください。
※本様式を提出いただいた場合、岩沼市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。
※本申請書は、令和7年9月30日（火）（消印有効）までに申請してください。

【本様式での申請が必要な方】
●令和6年中に他の市区町村や海外から岩沼市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、以下の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には例示した方が該当する可能性があります。
・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）
・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方）　　など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 以下の支給要件に該当する場合、これに従い岩沼市において算定した支給額が支給されます。岩沼市における算定の結果、0円となった場合には不足額給付金は支給されません。

【支給要件】
Ⅰ＋Ⅱ（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－Ⅲ＞0となる納税義務者

Ⅰ　所得税分の所要額：3万円×減税対象人数[※1]　－　令和6年分所得税額
　※1　納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
Ⅱ　個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数[※2]　－　令和6年度分個人住民税所得割額
　※2　納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
Ⅲ　当初調整給付金の額

② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、岩沼市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

（フリガナ） 氏　　名	生年月日	現住所 ・ 連絡先電話番号 ※必ず、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
	年　　月　　日	電話　　（　　）

【代理申請を行う場合】

代理人	（フリガナ） 代理人氏名	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所 ・ 連絡先電話番号 ※必ず、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
			年　　月　　日	電話　　（　　）
上記の者を代理人と認め、 不足額給付金申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名

裏面も必ず確認してください。

提出書類

□ **『令和7年度岩沼市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』（本書類）**
※ 必要事項を記入してください。

- □ 誓約・同意事項（表面中段）
- □ 申請者（又は代理人）の氏名など（表面下部）
- □ 署名（裏面下部）

□ **『調整給付の支給確認書の写し　又は　支給決定通知書などの写し（コピー）』**
※ 令和6年に給付された当初調整給付金の額が分かる資料を用意してください。

↓ 受給要件に該当せず当初調整給付金を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等が分かる資料を用意してください。

□ **『令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額通知書 などの写し（コピー）』**

□ **『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し（コピー）』**
※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等が分かる上記書類の写し（コピー）を用意してください。

□ **『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』**
※ 申請者の**運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート、健康保険資格確認書等の写し（コピー）（いずれか1つ）**。
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写し（コピー）が必要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。）

本申請の内容に相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　申請者氏名